

規制の事前評価書

評価実施時期：平成 20 年 2 月 4 日

施策等名	港湾法の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	港湾局海岸・防災課 (課長 栗田 悟)
施策等の概要	<p>非常災害が発生した場合の国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理制度の創設。</p> <p>国土交通大臣は、広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて実施される緊急輸送の確保等をいう。以下同じ。）の実施のため必要があると認め、港湾広域防災区域（港湾区域等の区域のうち、広域災害応急対策の実施のため必要な港湾施設をいう。以下同じ。）内における直轄工事によって生じた港湾広域防災施設（広域災害応急対策の実施のため必要な港湾施設をいう。以下同じ。）の管理を開始する場合において、広域災害応急対策の実施のためやむを得ない必要があるときは、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は物件を使用し、収用し、若しくは処分することができることとする。 【港湾法第 55 条の 3 の 2】</p>		
施策等の目的	<p>国土交通大臣が、広域災害応急対策の実施のため必要があると認め、港湾広域防災区域内における直轄工事によって生じた港湾広域防災施設の管理を開始する場合において、広域災害応急対策の実施のためやむを得ない必要があるときは、港湾広域防災区域内において他人の土地を一時使用し、又は物件を使用し、収用し、若しくは処分することができることとすることにより、非常災害発生時に、港湾広域防災施設の機能を確保し、港湾広域防災区域内における迅速かつ円滑な広域災害応急対策の実施を図る。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系の整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>「基幹的広域防災拠点」として港湾環境整備事業（直轄事業）で整備された港湾環境整備施設等（港湾広域防災施設）は、首都直下地震等の非常災害発生時に、首都地域等の応急復旧及び緊急輸送活動等の広域災害応急対策の拠点として運用されることとされているが、港湾広域防災区域内に存する支障物件等によって当該港湾施設の機能が十分に確保されないため、当該区域内において、広域災害応急を迅速かつ円滑に実施できない懸念がある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>これは、港湾広域防災区域内の土地や物件を一時使用すること等ができないことにより、初動時に支障物件の処理等を迅速に行えず、港湾広域防災施設の機能を十分に確保できないためである。（＝原因分析）</p> <p>災害の初動時に、港湾広域防災区域内に存する土地や物件を一時使用すること等により、支障物件の処理等を迅速に行うことができる仕組みを構築する必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>そこで、非常災害発生時に、港湾広域防災区域内に限り、国土交通大臣が他人の土地を一時使用し、又は物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる規定を港湾法に定めることとする。（＝施策の具体的内容）</p>		

社会的ニーズ	切迫性が指摘されている首都直下地震等の非常災害に対応するため、首都地域等の応急復旧及び緊急輸送活動等の広域災害応急対策の拠点として運用される基幹的広域防災拠点の運用体制を構築することが必要である。
行政の関与	広域災害応急対策については、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために実施されることから、行政の関与が必要である。
国の関与	広域災害応急対策については、一の都道府県を越えて実施されることから、国の関与が必要である。
施策等の効率性	<p>今回の法律改正によって、非常災害発生時に、港湾広域防災区域内に存する土地や物件が一時使用等されることにより、その所有者等が一時的に使用制限を受ける等の遵守費用が発生するが、損失補償規定（港湾法第 55 条の 4 第 1 項）が設けられることもあって、その費用は僅少であると考えられる。（遵守費用）</p> <p>また、非常災害発生時に、港湾広域防災区域内に存する支障物件等を処理等することにより、損失補償に要する費用等の一定の行政費用が発生する。（行政費用）</p> <p>一方で、非常災害発生時に、国土交通大臣が港湾広域防災区域内に存する土地や物件を一時使用等することにより、港湾広域防災施設の機能が十分に確保され、港湾広域防災区域内において、広域災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されることによる便益は極めて大きい。（規制の便益）</p> <p>こうしたことから、今回の法律改正によって、一定の費用が想定されるものの、港湾広域防災区域内における迅速かつ円滑な広域災害応急対策の実施という極めて重要な便益が得られる点で、便益が費用を上回ると判断される。（費用と便益の関係）</p> <p>代替案として、任意の措置として、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は物件を使用し、取得し、若しくは処分する場合について分析する。</p> <p>代替案においては、土地又は物件の所有者が任意に使用等に応じた場合には、本案と同様の費用が発生するが、所有者に損失が生じた場合には当該費用を補償することによりその費用は僅少であると考えられる。（遵守費用）</p> <p>また、土地又は物件の所有者が任意に使用等に応じた場合には、本案と同様に補償に要する費用等の一定の行政費用が発生する。（行政費用）</p> <p>一方で、土地又は物件の所有者が任意に使用等に応じた場合には本案と同等の便益が得られるものの、所有者が使用等に応じない場合や所有者の意思が確認できない場合は、土地や物件を使用等することができない。このような場合、港湾広域防災施設の機能が十分に確保されず、港湾広域防災区域内において、広域災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されなくなる。（便益）</p> <p>以上より、港湾広域防災区域内における迅速かつ円滑な広域災害応急対策の実施が確実に図られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。（本案と代替案との比較）</p>
施策等の有効性	非常災害時発生時に、港湾広域防災区域内に存する支障物件の処理等を迅速に行うことにより、港湾広域防災施設の機能が十分に確保され、当該区域内において、広域災害応急対策が迅速かつ円滑に実施される。
その他特記すべき事項	<p>「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年 9 月）等の中央防災会議決定において、川崎市東扇島に整備される港湾環境整備施設（基幹的広域防災拠点）は、首都直下地震等の非常災害発生時に、首都地域の応急復旧及び緊急輸送活動等の広域的な災害応急対策の拠点として運用されることとされている。</p> <p>港湾法の一部を改正する法律案附則第 3 条において、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定している。</p>

	<p>上記の附則の規定により、施行後適当な時期に検討を加える際に、事後検証を実施。</p>
--	---